



山形県公報

平成22年9月10日(金)
第2176号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) …973
- 県道の供用の開始……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …974

告 示

山形県告示第752号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成22年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字今平字八ヶ上538番1から 同 大字大船木字大淀478番8まで	旧	62.0メートル } 4.5	1,182 メートル
同 上	新	62.0メートル } 4.5	同 上
同 上		44.0メートル } 7.2	1,451 メートル

山形県告示第753号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年9月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成22年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字今平字八ヶ上538番1から
同 大字大船木字大淀478番8まで
- 3 供用開始の期日 平成22年9月11日

山形県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年9月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成22年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市金山字小原3976番1から 同 字岩淵壺2144番3まで	旧	13.5 <small>メートル</small> } 5.7	<small>メートル</small> 1,260
南陽市金山字原二4171番1から 同 字八幡山4971番5まで		50.2 <small>メートル</small> } 14.0	<small>メートル</small> 1,217
同 上	新	50.2 <small>メートル</small> } 14.0	同 上